

## clocall サービス利用規約

### 第1条（規約の適用）

株式会社三通テレコムサービス（以下「当社」といいます。）は、clocall サービス（以下「本サービス」といいます。）に関する利用規約（以下「本規約」といいます。）を定め、本規約を遵守することを条件として、本サービスの利用契約を締結した者（以下「契約者」といいます。）に本サービスを提供します。

- 2 本サービスは、当社の i・Line サービス契約者の回線が接続されたゲートウェイ機能を有する装置（以下「本サービス装置」といいます。）において構築されます。本サービスの利用には、別途 i・Line サービスの利用契約の締結が必要となります。clocall 申込は i・Line 利用契約を締結したと見なす。
- 3 本サービスの利用について、本規約で定めのない事項は、i・Line 契約約款（以下「i・Line 約款」といいます。）の規定が準用されるものとします。本規約と i・Line 約款に矛盾または抵触する規定がある場合、本規約の規定が優先して適用されるものとします。

### 第2条（規約の変更）

当社は、この規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

### 第3条（用語の定義）

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

カスタマーコントロール画面	契約者自らが本サービスの細目の申し込み、利用内容の設定、及び変更申込等を行うために当社が提供するウェブサイト
ログインアカウント及びパスワード	カスタマーコントロールを利用するために作成する必要があるアカウント及びそのパスワード。
ユーザー端末	契約者が本サービスを利用するために必要な端末設備であって SIP による音声通話が可能なハードウェア又はソフトウェア。i・Line 約款にいう「契約者端末」に該当するもの
スマートフォン用アプリ	AppleStore・Googleplay でダウンロード可能なスマートフォンアプリで、ユーザー端末として使用することができるもの
ユーザー	契約者がカスタマーコントロール画面において設定する、相互に内線通信を行うことのできる本サービスの利用者
内線番号	契約者がカスタマーコントロール画面においてユーザーの追加を行う際に発行される番号であり、1 のユーザーについて 1 の内線番号が発行される
SIP アカウント	契約者がカスタマーコントロール画面においてユーザーの追加を行う際に発行される、当社規定のルールによる数字を組み合わせたものであり、ユーザーが次項の SIP パスワードと併せてユーザー端末に設定することで

	本サービスの利用を可能とするもの
SIP パスワード	契約者がカスタマーコントロール画面においてユーザーの追加を行う際に発行されるものであり、前項の SIP アカウントと併せてユーザー端末に設定することで本サービスの利用を可能とするもの

#### 第4条（本サービスの内容）

当社は契約者に対し、当社が別に定める内容に基づき、本サービスを提供します。

- 2 本サービスには、当社の指定するホームページに掲示する細目があります。
- 3 本サービスの利用料金は別に定める料金表に規定するとおりとします。

#### 第5条（利用契約の単位）

当社は、一つの契約者毎に本サービスの利用契約を締結します。

#### 第6条（本サービスの利用契約申込み）

本サービスの利用契約の申込みをしようとする者は、当社が別に定める clocall サービス申込書（その付属書類を含みます。以下同じとします。）及び本人性確認書類を当社に提出するものとします。

- 2 当社は前項の利用申込があった場合は、契約者が i・Line サービスの契約申込を併せて行ったと見なすものとし、契約者はこれを了承するものとします。
- 3 当社は、次の各号に該当する場合には、契約申込みを承諾しない場合があります。
  - (1) 当社が本サービスの提供が技術的に困難と判断したとき。
  - (2) 本条第1項に規定する申込書の記載内容に虚偽の事実があることが判明したとき。
  - (3) 契約申込者が、過去に、本規約の定め等他当社のサービスにおいて、その利用約款の定め等に違反したことがあるとき。
  - (4) その他、当社の業務遂行上支障があるとき。
- 4 当社は利用申込の受付後、本人確認書類に記載されている住所に、取引関係文書を転送不要郵便にて送付します。同書面が返送されなかった場合契約締結となります。

#### 第7条（カスタマーコントロール画面における設定）

契約者は前条に定める申し込み手続きが完了し、契約締結となった後、カスタマーコントロール画面において、本サービスの利用に必要な情報の設定、並びに各種機能の設定が可能となります。

- 2 契約者が作成できるログインアカウント及びパスワードは一組のみであり、全ての設定に対する権限を有するアカウントとします。第三者と共同で管理をする場合でも、同一の権限又は一部権限を有する別アカウントの発行はできません。
- 3 内線番号はユーザー追加時に契約者が任意に指定できるものとします。ただし、一度登録した内線番号を変更することはできません。削除して新たに追加する必要があります。

#### 第8条（番号の取得）

契約者はカスタマーコントロール画面において、i・Line 約款第9条にいう契約者回線番号の

申請及び取得が出来るものとし、申請ができる番号の種別は当社が別に定める条件によるものとします。

- 2 契約者が契約締結時に申請が可能な番号種別以外の番号の利用を希望する場合は、カスタマーコントロール画面において番号利用地域申込を行い、併せて当社が別に定める必要書類を提出するものとします。
- 3 当社は前項の利用申込があった場合は、申込内容及び提出された書類を確認し、問題がないと判断したときは、契約者に当該番号種別の利用を許諾します。契約者は当社による許諾後、カスタマーコントロール画面において当該番号種別の番号の申請が可能となります。

#### 第9条（契約者が行う利用契約の解除及び最低利用期間）

契約者は、本サービスの利用契約を解除しようとするときは、カスタマーコントロール画面にて解約申請を行うものとします。

- 2 契約者が前項の届け出を、毎月1日から25日までに行った場合、その月の末日を解除日とし、毎月26日から末日までに受領した場合、翌月末日を解除日とします。
- 3 前項にかかわらず、番号については利用を開始した日から12ヶ月間の最低利用期間を定めるものとします。
- 4 前項の最低利用期間内に利用契約の解除または番号変更等により番号の利用を終了した場合、契約者は当該番号の月額料金の合計額に、最低利用期間の残余の期間を乗じて得た額を、違約金として一括して当社に支払うものとします。

#### 第10条（データ等の取り扱い）

当社は、当社の電気通信設備に保存されたデータ等が、滅失、毀損若しくは漏洩した場合又は滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合は、これにより契約者又は第三者に発生した直接又は間接の損害について、原因の如何を問わずいかなる責任も負わないものとします。

- 2 当社は、当社の電気通信設備の故障若しくは停止等の復旧等の設備保全又はスマートPBXサービスの維持運営のため、当社の電気通信設備に保存されたデータ等を確認、複写又は複製することがあります。
- 3 前第一項に規定するほか、当社は、本サービスの利用契約の解除があったときは、当社の電気通信設備に保存されているデータを削除します。この場合において、当社は、契約者又は第三者に発生した直接又は間接の損害について一切の責任を負わないものとします。

#### 第11条（情報の管理）

第3条に規定するログインアカウント及びパスワード、SIPアカウント、SIPパスワードについては、i・Line約款第29条の接続情報等に関する規定を準用するものとします。

#### 第12条（消費税等）

本規約で規定されている料金その他については、別に定める料金表に規定する額に消費税相当額を加算した額とします。

- 2 本規約に係る料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、そ

の端数を切り捨てます。

#### 第13条（裁判管轄・準拠法）

本規約に関し、当事者間に紛争が生じたときは、東京地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

2 本規約は日本国法に基づき解釈され、日本語版の日本語表現を優先するものとします。

#### 別記

##### 料金の計算方法及び支払い方法

契約者が本規約に基づいて当社に支払う料金については、i・Line 約款 別記第3項に記載の規定を準用するものとします。

#### 附則（実施期日）

この約款は、平成30年2月1日から実施します。